

「台湾向け輸出食肉製品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前															
<p>TW-A3</p> <p style="text-align: right;">（作成日）令和2年5月11日 （最終改正日）令和2年7月13日</p> <p style="text-align: center;">台湾向け輸出食肉製品の取扱要綱</p> <p>1 （略）</p> <p>2 定義</p> <p>（1） 「食肉製品」とは、使用される原料肉が牛肉のみである加工品又は、これをさらに加工した製品であり、<u>表1のHSコードに規定されるものをいう。</u></p> <p>輸出を希望する食肉製品が、輸出可能な製品に該当するか又は台湾側の要件を満たすか不明な場合については、輸出者があらかじめ台湾衛生福利部食品薬物管理署（本要綱において「TFDA」という。）に確認すること(*)。</p> <p style="text-align: center;">* 台湾衛生福利部食品薬物管理署相談窓口（中国語・英語のみ） 電子メール：<a href="https://faq.fda.gov.tw/Message.aspx">https://faq.fda.gov.tw/Message.aspx</a> 電話：+886-2-2787-8200</p> <p>表1 台湾へ輸出可能な食肉製品</p> <table border="1" data-bbox="109 1206 1099 1450"> <thead> <tr> <th></th> <th>HS code</th> <th>品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0210.20.00.00-2</td> <td><u>牛肉（塩漬、塩水漬、乾燥又は燻煙） （Meat of bovine animals, salted, in brine, dried or smoked）</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1601.00.90.00-2</td> <td><u>ソーセージその他これに類する製品（肉、内</u></td> </tr> </tbody> </table>		HS code	品目	1	0210.20.00.00-2	<u>牛肉（塩漬、塩水漬、乾燥又は燻煙） （Meat of bovine animals, salted, in brine, dried or smoked）</u>	2	1601.00.90.00-2	<u>ソーセージその他これに類する製品（肉、内</u>	<p>TW-A3</p> <p style="text-align: right;">（作成日）令和2年5月11日</p> <p style="text-align: center;">台湾向け輸出食肉製品の取扱要綱</p> <p>1 （略）</p> <p>2 定義</p> <p>（1） 「食肉製品」とは、使用される原料肉が牛肉のみである加工品又は、これをさらに加工した製品であり、<u>HSコード02、0504、1601又は1602に規定されるものをいう。</u></p> <p>輸出を希望する食肉製品が、輸出可能な製品に該当するか又は台湾側の要件を満たすか不明な場合については、輸出者があらかじめ台湾衛生福利部食品薬物管理署（本要綱において「TFDA」という。）に確認すること(*)。</p> <p style="text-align: center;">* 台湾衛生福利部食品薬物管理署相談窓口 電子メール：<a href="https://faq.fda.gov.tw/Message.aspx">https://faq.fda.gov.tw/Message.aspx</a> 電話：+886-2-2787-8200</p> <table border="1" data-bbox="1126 1206 2116 1450"> <tbody> <tr> <td>HS code 02</td> <td><u>肉及びくず肉</u></td> </tr> <tr> <td>HS code 0504</td> <td><u>動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）</u></td> </tr> <tr> <td>HS code 1601</td> <td><u>ソーセージその他これに類する製品（肉、くず肉又は血液</u></td> </tr> </tbody> </table>	HS code 02	<u>肉及びくず肉</u>	HS code 0504	<u>動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）</u>	HS code 1601	<u>ソーセージその他これに類する製品（肉、くず肉又は血液</u>
	HS code	品目														
1	0210.20.00.00-2	<u>牛肉（塩漬、塩水漬、乾燥又は燻煙） （Meat of bovine animals, salted, in brine, dried or smoked）</u>														
2	1601.00.90.00-2	<u>ソーセージその他これに類する製品（肉、内</u>														
HS code 02	<u>肉及びくず肉</u>															
HS code 0504	<u>動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）</u>															
HS code 1601	<u>ソーセージその他これに類する製品（肉、くず肉又は血液</u>															

		<u>臓又は血液から製造したものに限り）及びこれらの製品を原料とした加工品</u> <u>(Other sausages and similar products, of meat, meat offal or blood; food preparations based on these products)</u>
<u>3</u>	<u>1602.50.10.10-5</u>	<u>調理済み又は保存食にした牛肉（冷凍）</u> <u>(Prepared or preserved meat of bovine animals, frozen)</u>
<u>4</u>	<u>1602.50.10.20-3</u>	<u>調理済み又は保存食にした牛肉（缶詰）</u> <u>(Prepared or preserved meat of bovine animals, canned)</u>
<u>5</u>	<u>1602.50.10.90-8</u>	<u>調理済み又は保存食にした牛肉（その他）</u> <u>(Other prepared or preserved meat of bovine animals)</u>
<u>6</u>	<u>1602.50.20.19-4</u>	<u>調理済み又は保存食にした牛内臓（冷凍）</u> <u>(Other prepared or preserved meat offal of bovine animals, frozen)</u>
<u>7</u>	<u>1602.50.20.29-2</u>	<u>調理済み又は保存食にした牛内臓（缶詰）</u> <u>(Other prepared or preserved meat offal of bovine animals, canned)</u>
<u>8</u>	<u>1602.50.20.99-7</u>	<u>調理済み又は保存食にした牛内臓（その他）</u> <u>(Other prepared or preserved meat offal of bovine animals)</u>
<u>9</u>	<u>1602.90.30.00-5</u>	<u>牛の血液の調整品</u> <u>(Preparations of blood of any animal)</u>

	<u>から製造したものに限り。）及びこれらの製品を原料とした加工品</u>
<u>HS code 1602</u>	<u>その他の加工品（肉、くず肉及び血液から製造したものに限り。）</u>

\* TW-A1「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」の3（4）に掲げる肉及び臓器等は、食肉製品の原料として使用できないことに留意すること。

(2) (略)

(3) 「原料牛肉」とは、台湾向け輸出食肉製品の原料として使用する牛肉  
(分割した肉に限る。)をいう。

(4)～(7) (略)

### 3 輸出要件

台湾向け輸出食肉製品を取り扱う施設は、以下に掲げる要件を満たしていること。なお、①の認定を受けていない施設にあつては、輸出食肉製品取扱施設認定の申請も同時に行うこと。

- ① ZZ-A1 で定める輸出食肉製品取扱施設の認定を受けていること。
- ② 別添1「施設の衛生管理等に関する台湾向け追加基準」に適合していること。

4 (略)

### 5 認定後の事務

#### (1) 台湾向け輸出食肉製品の原料食肉証明書の発行手続

ア 台湾へ食肉製品を輸出しようとする者は、あらかじめ台湾へ輸出する食肉製品の原料牛肉を製造する者に対し、TW-A1「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」の別紙様式7に掲げる証明書(本要綱において「原料食肉証明書」という。)の原本の提出を依頼すること。なお、電子メールによる申請を行う場合にあつては、別添2によるものとする。

イ (略)

ウ 原料牛肉を製造する認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所等は、検査に合格した牛肉に対して、当該牛肉の出荷時に TW-A1「台湾向け牛肉の取扱要綱」の別紙様式7に掲げる原料食肉証明書を発行すること。当該証明書は、原本を申請者に発行するとともに、原本の複写を食肉衛生検査所等に保管すること。

(2) (略)

(3) 「原料牛肉」とは、台湾向け輸出食肉製品の原料として使用する牛肉をいう。

(4)～(7) (略)

### 3 輸出要件

台湾向け輸出食肉製品を取り扱う施設は、以下に掲げる要件を満たしていること。なお、①の認定を受けていない施設にあつては、輸出食肉製品取扱施設認定の申請も同時に行うこと。

- ① 「輸出食肉製品の取扱要綱(シンガポール及び台湾向け)」で定める輸出食肉製品取扱施設の認定を受けていること。
- ② 別添1「施設の衛生管理等に関する台湾向け追加基準」に適合していること。

4 (略)

### 5 認定後の事務

#### (1) 台湾向け輸出食肉製品の原料食肉証明書及び衛生証明書の発行手続

ア 台湾へ食肉製品を輸出しようとする者は、あらかじめ台湾へ輸出する食肉製品の原料牛肉を製造する者に対し、当該原料牛肉に係る証明書(本要綱において「原料食肉証明書」という。)の原本の提出を依頼すること。なお、電子メールによる申請を行う場合にあつては、別添2によるものとする。

イ (略)

ウ 原料牛肉を製造する認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所等は、検査に合格した牛肉に対して、当該牛肉の出荷時に 別紙様式6による原料食肉証明書を発行すること。当該証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所等に保管すること。

エ consignor 及び consignee は、衛生証明書の 7.8. と重複するため、” see HEALTH CERTIFICATE OF MANUFACTURER FOR EXPORT OF MEAT PRODUCTS FROM JAPAN TO TAIWAN” と記載すること。

オ (略)

(2) 台湾向け輸出食肉製品の衛生証明書の発行手続

ア 台湾へ食肉製品を輸出しようとする者は、原料食肉証明書の複写及び輸出しようとする製品に使用された原料牛肉と原料食肉証明書に対応する牛肉が相違ないことを示す資料を添付し、別紙様式 6 により衛生証明書発行申請書を、認定施設を管轄する保健所あて提出すること。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添 2 によるものとする。

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

(3) 台湾向け輸出食肉製品の輸出検疫証明書の交付手続

ア 台湾に食肉製品を輸出しようとする者は、動物検疫所に対し、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 52 条に規定する輸出検査申請書に原料食肉証明書及び衛生証明書の複写を添付して輸出検査を申請すること。

イ 動物検疫所は、台湾向けに輸出が可能であることが確認できた食肉製品に対して、別紙様式 8 により台湾側が求める輸出検疫証明書を交付すること。

ウ 動物検疫所は、輸出検疫証明書の原本を申請者に交付するとともに、原本の写しを動物検疫所に保管すること。

エ 申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応する食肉製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合は、速やかに当該輸出検疫証明書を動物検疫所に返納すること。

(4) 食肉製品の輸出

(新設)

エ (略)

(新設)

オ 台湾へ食肉製品を輸出しようとする者は、原料食肉証明書及び輸出しようとする製品に使用された原料牛肉と原料食肉証明書に対応する牛肉が相違ないことを示す資料を添付し、別紙様式 7 により衛生証明書発行申請書を、認定施設を管轄する保健所あて提出すること。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添 2 によるものとする。

カ (略)

キ (略)

ク (略)

(新設)

(新設)

申請者は、食肉製品の輸出に当たり、原料食肉証明書の原本、衛生証明書の原本及び輸出検疫証明書の原本、計3部を当該食肉製品に添付して輸出すること。

(5) (略)

(6) 都道府県知事等による認定施設の定期的な確認  
(略)

ア 監視項目

食品衛生監視員は、認定施設において、前記3、5(1)、(2)及び(5)に掲げる事項が適正に実施されていることの確認を、6か月に1回以上、行うこと。

イ 監視結果等の報告  
(略)

(7) 厚生労働省による認定施設の定期的な確認等  
(略)

ア 査察内容

担当官は、認定施設において、前記3、5(1)、(2)及び(5)の要件が遵守されていることの確認を行うこと。また、その査察結果を厚生労働省あてに報告すること。

イ 査察結果等の報告  
(略)

ウ 措置

厚生労働省は、地方厚生局の報告を受け、当該施設において、前記3、5(1)、(2)及び(5)に掲げる事項が適正に実施されていないと判断した場合は、必要に応じて以下の措置を採るとともに、都道府県知事等に対し、その旨を文書により通知すること。

(略)

(8)～(9) (略)

別紙様式1～2 (略)

(2) (略)

(3) 都道府県知事等による認定施設の定期的な確認  
(略)

ア 監視項目

食品衛生監視員は、認定施設において、前記3並びに5(1)及び(2)に掲げる事項が適正に実施されていることの確認を、6か月に1回以上、行うこと。

イ 監視結果等の報告  
(略)

(4) 厚生労働省による認定施設の定期的な確認等  
(略)

ア 査察内容

担当官は、認定施設において、3並びに5(1)及び(2)の要件が遵守されていることの確認を行うこと。また、その査察結果を厚生労働省あてに報告すること。

イ 査察結果等の報告  
(略)

ウ 措置

厚生労働省は、地方厚生局の報告を受け、当該施設において、前記3並びに5(1)及び(2)に掲げる事項が適正に実施されていないと判断した場合は、必要に応じて以下の措置を採るとともに、都道府県知事等に対し、その旨を文書により通知すること。

(略)

(5)～(6) (略)

別紙様式1～2 (略)

別紙様式3 食品衛生監視員（署名者）登録様式

List of Signatories for Official Health Certificate for Export of  
Processed beef products from Japan to Taiwan  
(略)

——以下は台湾へ登録する様式には印刷しないこと——

- \*1 Name of inspector 及び Official title は英語で記載すること。  
Signature は英語又は日本語及びその字体（ゴシック体、筆記体等）は問わな  
いが、証明書の署名は登録した字体で行うこと。
  - \*2 必要に応じて、欄を増やし、複数名登録すること。
  - \*3 署名者の切り替えに伴う通関トラブルを避けるため、新旧リストで同じ  
者を登録する場合は、同じ字体で登録すること。
- また、切り替えにあつては、台湾による登録が完了した旨の連絡を受けるまで  
は、新旧リストのどちらにも登録されている者が署名を行うことが望ましい。

別紙様式4～5 (略)

(削除)

別紙様式6 衛生証明書発行申請所様式（食肉製品）  
(略)

別紙様式7 衛生証明書

HEALTH CERTIFICATE OF MANUFACTURER FOR EXPORT OF MEAT PRODUCTS FROM  
JAPAN TO TAIWAN

No. \_\_\_\_\_

: .....

\_\_\_\_\_

別紙様式3 食品衛生監視員（署名者）登録様式

List of Signatories for Official Health Certificate for Export of  
Processed beef products from Japan to Taiwan  
(略)

- ※1 Name of inspector 及び Official title は英語で記載すること。  
Signature は英語又は日本語及びその字体（ゴシック体、筆記体等）は問わな  
いが、証明書の署名は登録した字体で行うこと。
- ※2 必要に応じて、欄を増やし、複数名登録すること。

別紙様式4～5 (略)

別紙様式6 原料食肉証明書様式（牛肉）  
(略)

別紙様式7 衛生証明書発行申請所様式（食肉製品）  
(略)

別紙様式8 衛生証明書  
(新規)

DATE : .....

(Month/Day/Year)

Central Competent Authority (中央主管当局) : Ministry of Health,  
Labour and Welfare

Local competent authority (地方主管当局) :

Description of manufacturer and product (製造者及び製品の概要)

1. Company name and address

(製造者名及び住所)

2. Plant name, Est. No. and address

(製造所名、施設番号及び住所)

3. Product name

(製品名)

4. Name of ingredients

(原材料の名称)

5. Species of origin, Number and date of issuance of Health Certificate of raw meat

(畜種, 原料食肉の衛生証明書の発行番号及び発行日)

6. Country of origin

(原産国)

7. Name and address of shipper

(輸出者名及び住所)

8. Name and address of buyer

(輸入者名及び住所)

9. Quantity and Weight

<u>(数量および重量)</u>	
10. <u>Date of production and Lot number</u> <u>(製造日及びロット番号)</u>	
11. <u>Storage and Transport temperature</u> <u>(保管・運搬条件)</u>	
12. <u>Food Additives</u> <u>(食品添加物)</u>	

I hereby certify that the meat products produced by above company meets the following requirements: (私は上記の製造者が製造した食肉製品が、下記の要件に適合することを証明します。)

1. The products are compatible with the food safety and hygiene conditions in Japan, fit for human consumption. (当該製品は日本における食品安全及び衛生条件に適合し、人の食用に適する。)

Name (氏名)

.....

Official title (役職)

.....

Signature (署名)

.....

Place of Issue (証明書発行部局)

.....

Official Stamp (公印)

<p>別紙様式 8 輸出検疫証明書 (略)</p> <p>別紙様式 9～別紙様式 14 (略)</p> <p>別添 1 施設の衛生管理等に関する台湾向け追加基準 第 1 (略)</p> <p>第 2 食肉製品の個別基準 1 (略) 2 食肉製品の原料として使用される牛肉は、日本における認定と畜場等において、台湾向けに処理された牛肉 <u>(分割した肉に限る。)</u> であること。 3～5 (略)</p> <p>第 3～第 4 (略)</p> <p>別添 2 (略)</p> <p>別記様式</p>	<p>(新規)</p> <p>別紙様式 9～別紙様式 14 (略)</p> <p>別添 1 施設の衛生管理等に関する台湾向け追加基準 第 1 (略)</p> <p>第 2 食肉製品の個別基準 1 (略) 2 食肉製品の原料として使用される牛肉は、日本における認定と畜場等において、台湾向けに処理された牛肉であること。 3～5 (略)</p> <p>第 3～第 4 (略)</p> <p>別添 2 (略)</p> <p>別記様式</p>
---	---